



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	鈴木内科 クリニック	2217211305	静岡県浜松市中央区 葵西四丁目 20 番 17 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]
介護老人 保健施設				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 10 月 22 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 8 月 30 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 永生会  
 所在地 静岡県浜松市中央区葵西四丁目20番17号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 6年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	57,732 千円
2. 負 債 額	8,812 千円
3. 純 資 産 額	48,920 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,191
B 固 定 資 産	23,541
C 資 産 合 計 (A+B)	57,732
D 負 債 合 計	8,812
E 純 資 産 (C-D)	48,920

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 永生会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中央区葵西四丁目20番17号

貸借対照表  
(令和 6 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	34,191	I 流動負債	3,761
II 固定資産	23,541	II 固定負債	5,050
1 有形固定資産	4,851	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	0	負債合計	8,812
3 その他の資産	18,689	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基金	0
		II 積立金	48,920
		(うち代替基金)	3,000
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	48,920
資産合計	57,732	負債・純資産合計	57,732

様式4-2

法人名 医療法人社団 永生会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中央区葵西四丁目20番17号

損 益 計 算 書

( 自 令 和 5 年 9 月 1 日 至 令 和 6 年 8 月 31 日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	124,875
2 事業費用	116,647
本来業務事業利益	8,227
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,227
II 事業外収益	247
III 事業外費用	21
経常利益	8,453
IV 特別利益	988
V 特別損失	0
税引前当期純利益	9,442
法人税等	1,522
当期純利益	7,920

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 永生会  
理事長 鈴木 秀樹 殿

私は、医療法人永生会の令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月22日

医療法人社団 永生会

監事 木村 正夫

